

NPO・ボランティア団体と企業、行政との協働推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会構造の変化や県民ニーズの多様化等を踏まえ、NPO・ボランティア団体と企業、行政との協働による新しい社会のあり方や、協働を推進するための方策について、幅広い視野から検討することを目的として、「NPO・ボランティア団体と企業、行政との協働推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、知事に対し提言を行う。

- (1) NPO・ボランティア団体と企業、行政との協働による新しい社会のあり方に関する事
- (2) NPO・ボランティア団体と企業との協働の推進に関する事
- (3) NPO・ボランティア団体と行政との協働の推進に関する事
- (4) NPO・ボランティア団体の自立基盤の強化に関する事
- (5) その他NPO・ボランティア団体の活動活発化のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、検討事項に関する識見を有する者であつて、学識経験者、NPO・ボランティア団体の活動に関わる者、企業活動に関係する者及び行政関係者から、知事が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるときに開催する。

- 2 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(解散)

第7条 委員会は、知事への提言をもって解散する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、新社会推進部社会活動推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月2日から施行する。